



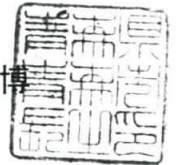
平成 2 8 年 4 月 2 8 日

諮 問 書

青市国第 98 号
平成28年4月28日

青森市国民健康保険運営協議会
会 長 船 木 昭 夫 様

青森市長 鹿 内 博



青森市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）

青森市国民健康保険事業の長期的かつ健全な運営を図るため、次のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

高齢化の進展や高度な医療の普及などにより、保険給付費及び各拠出金が年々増加する一方で、地方経済の低迷等の影響により、保険税収入は減少しており、本市の国民健康保険事業は極めて厳しい財政運営を強いられております。

平成27年度決算見通しにおいては、国民健康保険事業財政調整基金を全額取り崩しても、なお財源不足が生じる状況にあるため、平成28年度予算において繰上充用を行う予定であり、今後においても、さらなる財源不足が見込まれることから、現状のままでは国民健康保険事業の運営に重大な支障を来すこととなります。

不足する財源については、給付と負担の公平性の観点から、保険税に負担を求めることとなりますが、大幅な負担増が見込まれるため、臨時的に一般会計からの財政支援を行い、被保険者の急激な負担増を抑制したうえで、次のとおり国民健康保険税の税率等を改定したいので、諮問するものであります。

2 諮問内容

(1) 医療給付費分に係る税率及び賦課限度額について

所得割率 8.94%を 9.71%とする。
 被保険者均等割額 19,080 円を 20,040 円とする。
 世帯別平等割額 24,720 円を 24,720 円とする。
 賦課限度額 510,000 円を 540,000 円とする。

(2) 後期高齢者支援金分に係る税率及び賦課限度額について

所得割率 3.15%を 2.46%とする。
 被保険者均等割額 6,840 円を 6,360 円とする。
 世帯別平等割額 8,280 円を 7,680 円とする。
 賦課限度額 140,000 円を 190,000 円とする。

(3) 介護納付金分に係る税率及び賦課限度額について

所得割率 3.33%を 2.74%とする。
 被保険者均等割額 14,040 円を 13,800 円とする。
 賦課限度額 120,000 円を 160,000 円とする。

(4) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

《参考》

平成 29 年度までの財源不足額	686,568 千円
一般会計からの臨時的財政支援額	343,284 千円
保険税に負担を求める額	343,284 千円

※財源不足額を 2 ヶ年度で解消

※年度別財政支援額 平成 28 年度：171,642 千円
 平成 29 年度：171,642 千円

区分	現行	財源不足額を全て 保険税に求めた場合		一般会計から財政支援 した場合（改定案）	
		金額	引上率	金額	引上率
1 人当たり 保険税額	80,510 円	86,854 円	7.88%	<u>84,271 円</u>	<u>4.67%</u>
1 世帯当たり 保険税額	129,742 円	136,237 円	5.01%	<u>132,185 円</u>	<u>1.88%</u>